

別紙

諮問第1573号

答 申

1 審査会の結論

「〇〇警察署外2署における相談内容『〇〇』記載」について、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った別表に掲げる本件開示請求に対し、警視総監が令和2年12月25日付けで行った存否応答拒否を理由とした非開示決定（以下「本件非開示決定」という。）について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件非開示決定は、適正かつ妥当なものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求は、令和3年9月28日に審査会に諮問された。

審査会は、令和4年3月9日に実施機関から理由説明書を、同年4月28日に審査請求人から意見書（「文書意見陳述への変更請求書」と題する文書）を収受し、同年4月20日（第199回第三部会）及び同年5月20日（第200回第三部会）に審議した。

(2) 審査会の判断

審査会は、審査請求人の審査請求書、反論書及び意見書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 相談業務について

「相談取扱要綱の制定について」(令和3年3月26日通達乙(副監. 総. 広. 聴3)第63号。以下「相談取扱要綱」という。)第3では、相談対応上の心構えについて、「職員は、警察に寄せられた相談に対し、相談者の心情及び関係者のプライバシーに配慮して、管轄のいかんにかかわらず、的確に対応するとともに、職務上知り得た秘密を厳守し、相談者その他関係者の名誉を害することがないように留意するものとする。」と定めている。

また、同要綱第5では、相談者やその親族等の生命、身体に危害が及ぶおそれのある事案に関する相談の場合、所属長は、相談者が相談している事情やその背景から、危険性・切迫性を見極めを適切に行い、速やかに処理方針及び処理体制を決定する旨、定めている。

なお、本件開示請求当時の同要綱について、審査会が実施機関に確認したところ、その内容に大きな変更はないとのことである。

イ 本件非開示決定の妥当性について

審査会が本件開示請求の内容を確認したところ、開示請求者である審査請求人本人が特定の期間に特定の警察署等に対して相談した内容に関する公文書(以下「本件請求文書」という。)について、情報公開制度に基づいて開示を求めるものであることが確認できた。

これについて、「東京都情報公開条例の施行について(通達)」(平成11年12月20日11政都情第366号)第7条第2号関係第2、3では、個人情報に対する本人開示の取扱いについて、「本号は、個人に関する一切の情報は非開示を原則とする趣旨である。したがって、開示請求者が、自己に関する情報について開示請求をした場合であっても、第三者からの開示請求の場合と同様に取り扱う。」と定めていることから、本件開示請求については、第三者が開示請求を行った場合と同様に検討を行う。

(ア) 条例7条2号の該当性について

実施機関は、本件請求文書の存否に関する情報は、条例7条2号に規定する個人に関する情報で特定の個人を識別することができる情報であり、当該情報は、

その内容及び性質から、同号ただし書のいずれにも該当しない旨、説明する。

審査会が検討したところ、本件請求文書が存在しているか否かを答えると、特定の個人に係る特定の期間における特定の警察署等で受理された相談の有無が明らかになると認められる。

よって、本件請求文書の存否に関する情報は、条例7条2号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しない。

(イ) 条例7条6号の該当性について

実施機関は、本件請求文書の存否を答えることにより、特定の個人に係る特定の期間における特定の警察署等で受理された相談の有無を明らかにすることとなり、その結果、相談者等との信頼関係が損なわれ、今後、相談業務に係る相談者等からの協力が得られにくくなるなど、相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、その存否に関する情報は、条例7条6号に規定する非開示情報に該当する旨、説明する。

審査会が相談取扱要綱を確認したところ、同要綱において、前記アのとおりに定められていることから、実施機関における相談業務は、相談者の秘密を厳守することを前提に行われており、また、当該業務を適切に遂行するためには、相談者からの協力が不可欠であることが認められる。

そうすると、本件請求文書の存否を答えることにより、相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるとする実施機関の説明は、首肯できるものである。

よって、本件請求文書の存否に関する情報は、条例7条6号に該当する。

以上のことから、本件請求文書の存否について答えるだけで、条例7条2号及び同条6号に規定する非開示情報を開示することとなると認められるため、条例10条に基づき本件開示請求を拒否した実施機関の決定は、妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書、反論書及び意見書においてその他種々の主張をしているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

久保内 卓亜、木村 光江、徳本 広孝、實金 敏明

別表 本件開示請求

開示請求の内容
○年○月○日～○年○月○日
・ ○○警察署、○○警察署
・ ○○警察署における相談内容
『○○ (審査請求人氏名)』記載
・ ○○部○○課 (○○) (○○)
・ ○○課、○○課 (○○) (○○) (○○)
※○○、○○等の絡んだ○○に発展しかねず、時前策